



公告第 3 号

入 札 公 告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 2 日

木城町長 半渡 英俊



記

第 1 章 工事及び入札等の概要

- 1 工 事 名 川原自然公園交流拠点施設整備事業本体工事
- 2 予定価格 1,204,181,000 円 (消費税及び地方消費税 10%含む)
(予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格 1,094,710,000 円)
- 3 工事場所 宮崎県児湯郡木城町大字川原 476 番地外
- 4 工事期間 工事請負契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- 5 工事概要

建 築 建 物	総合案内所 1 棟、コテージ 5 棟、サニタリー棟 3 棟
階 数	1 階建て
構 造	鉄骨造 (総合案内所)、木造 (上記以外)
延 床 面 積	1,084.76 m ²
そ の 他	電気設備工事一式、機械設備工事一式、外構工事一式及び付帯工事を含む。
- 6 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実務が義務付けられた分別工事である。
- 7 本工事に係る契約は木城町議会議決事項となる。このことにより本契約は工事請負契約に係る木城町議会において議決された後となる。

8 本工事の建設資材納入業者や下請け業者等に関して利用可能な内容のものについては、木城町内業者の利用を積極的に努めることとする。

9 申請期間

公告の日から令和7年5月1日（木）まで

10 入札日

(1) 入札日時

令和7年5月22日（木） 午前9時

(2) 入札及び開札場所

木城町役場 3階大会議室

11 この入札は、入札参加資格を認めた者が1者であった場合も、入札参加者が1者であった場合も入札を中止しない。

12 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

13 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

第2章 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 共同企業体の要件

(1) 共同企業体は自主結成方式とし、構成員の数は2者とする。

(2) 構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす1者とその他の構成員の資格要件を満たす1者との組合せとする。

(3) 各構成員の出資比率は、当該共同企業体の出資総額の30%以上でなければならない。

(4) 代表構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最も大きい者であること。

(5) 各構成員は、当該工事の入札参加において、2以上の共同企業体の構成員を同時に兼ねることはできない。

(6) 共同企業体の存続期間は、本工事の請負契約の相手方となった場合は、本工事完成後3ヶ月存続するものであること。また、本工事につき瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。なお、本工事の請負契約の相手方とならな

かった場合は、本工事の請負契約が締結される日まで存続するものであること。

2 共同企業体の構成員の要件

- (1) 木城町の指名競争入札参加資格者として登録(令和 7・8 年度)されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、国、宮崎県及び木城町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請に該当しない者であること。
- (6) 本工事の設計業務受託者である下記の者(以下「当該受託者」という。)でないこと、及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

受託者の商号又は名称(受託者の本店の所在地)

株式会社隈研吾建築都市設計事務所 (東京都港区南青山 2-24-8)

なお、「当該受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次の a 又は b に該当する者である。

- a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 共同企業体の代表構成員の要件

- (1) 宮崎県内に本店を置く者で、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成 20 年宮崎県告示第 369 号)に基づき、宮崎県から建築一式工事において「特 A 級」の格付を受けている者であり、かつ、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 29 第 1 項の規定による直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P 値)が 1,100 点以上の者であること。
- (2) 建築一式工事に関し、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項第 2 号の規定

による特定建設業の許可を受けている者であること。

- (3) 平成 20 年度以降に、次に記載する主たる用途で、延床面積 1,000 m²以上の新築工事の施工実績(共同企業体の構成員である場合は代表者とし、完成した工事に限る。)があること。

なお、この工事の発注者には民間も含むものとする。

- ① 運動施設(体育館・武道館・スポーツジム等・屋内プール・スタジアム等)
- ② 業務施設(事務所等・銀行・本社ビル・庁舎等)
- ③ 教育施設(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)
- ④ 専門的教育・研究施設(大学・専門学校・研究所等)
- ⑤ 医療施設(病院・診療所等・総合病院等)
- ⑥ 福祉・厚生施設(保育園・老人ホーム・老人保健施設・リハビリセンター等・多機能福祉施設等)
- ⑦ 文化・交流・公益施設(公民館・集会場・コミュニティセンター等・映画館・劇場・美術館・図書館・研修所・警察署・消防署等)

- (4) 次の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者(許可業種は問わない。)でないこと。
- ② 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者であること。
- ④ 上記規模工事の実績のある者が望ましい。

4 共同企業体のその他の構成員の要件

- (1) 児湯郡内に本店を置く者で、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成 20 年宮崎県告示第 369 号)に基づき、宮崎県から建築一式工事において「特 A 級」または「A 級」の格付を受けている者であること。
- (2) 次の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 主任技術者は一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者であること。

第3章 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、提出期限までに条件付一般競争入札特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号）、配置予定技術者名簿（別紙2）、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

1 申請書の配布又は提出について

(1) 配布及び提出期限

令和7年4月2日(水)から令和7年5月1日(木)まで

(2) 配布又は提出場所

木城町役場総務財政課財務係

宮崎県児湯郡木城町大字高城 1227 番地 1

TEL0983-32-4726 FAX0983-32-3440

(3) 配布方法

本町ホームページからのダウンロードによる。

申請書等様式及び設計図書

<https://www.town.kijo.lg.jp/sosikikarasagasu/soumuzaiseika/13/nyusatsuanken/2965.html>

(4) 提出方法

木城町役場総務財政課財務係に持参。

特に認める場合を除き、郵送、FAX による提出はできない。

(5) 設計図書

設計図書は、本町ホームページからダウンロードすること。設計図書に記載されている工事名称は便宜上の記載であり、契約に係る工事名称は本公告第1章1の名称とする。

(6) 質疑応答

① 設計図書等の内容について質問がある場合は、次により提出すること。

ア 書式は任意とし、左から通番号、関係図書番号、設計書ページ、質疑事項を記載し、最右に回答が記載できるよう配慮すること。

(例)

質疑(回答)書

質疑者 商号 代表者
担当者

番号	図面	設計書	質疑事項	回答

イ 木城町役場総務財政課財務係へ持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

ウ 質疑の受付期間は、この公告の翌日4月3日(木)から令和7年5月7日(水)までの期間とする。ただし、土・日・祝日を除く。

エ 質疑に対する回答は、令和 7 年 5 月 14 日(水)までにホームページ上で掲載する。

2 入札参加資格確認の通知

申請書の提出のあった者のうち、資格を有しないと確認した者についてのみ令和 7 年 5 月 7 日(水)までに、FAX により通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

3 入札方法等について

- (1) 郵便等による入札は、認めない。
- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加方法

- (1) 入札会場には、1 共同企業体につき 2 名までが入室できるものとする。
- (2) 代理人が入札に参加する場合には別途委任状を持参することとする。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。

- (1) 第 2 章に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

6 無効の入札

木城町財務規則（昭和 48 年規則第 3 号）第 108 条第 4 項に規定するほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

7 入札保証金

免除（ただし、落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

8 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設定する。

9 入札の回数

1回

10 入札の辞退

(1) 条件付一般競争入札特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退するときは、次の各号により申し出なければならない。

① 入札執行前にあっては、木城町長宛の入札辞退届を木城町役場総務財政課財務係へ直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。

② 入札の執行中においては、入札辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出するものとする。

(2) 入札の辞退を理由として以後の指名等について、不利益な取り扱いを受けるものではない。

11 公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

入札参加者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めるものとする。

12 工事費内訳書の提出

有（入札書と併せて提出すること。内容は科目別までとし、細目までの内訳は契約後とする。）

第4章 契約締結に関する事項

1 本工事に係る契約は、木城町議会の議決を要するものであり、落札決定した日を含めて7日以内に仮契約を締結し、木城町議会の議決後本契約とするものとし、その旨別途通知する。なお、落札決定から木城町議会の議決を得るまでの間に、次の要件に該当するものとなったときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。

- (1) 第2章入札参加資格の2の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
- (2) 本町から指名停止又は指名回避等の処分を受けたとき
- (3) 国又は宮崎県から指名停止等の措置を受けたとき
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条による技術者を配置できない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請に該当したとき

2 契約の保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 保証金(現金に限る)
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

3 その他

- (1) 設計書の数量については、本工事の契約後において変更は認めないため、積算に留意すること(記載数量は参考数量)。また、全工事費内訳書(細目まで)を契約後1ヶ月を目処に提出すること。